「琵琶湖・淀川流域アジェンダ（仮称）の策定に向けて」中間取りまとめの活動項目に関する各府県のこれまでの取組内容及び検討の状況

「琵琶湖・淀川流域アジェンダ（仮称）の策定に向けて」中間取りまとめに関する活動項目				独自の取組内容及び検討の状況							
視点	行動指針		行動計画	各府県共通	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県
水質	水質浄化 面源負荷対策	ア 面源汚濁負荷の低減に向けた取組の促進 イ 河川の水質浄化対策の推進	a 環境保全型農業の推進 ・環境に配慮した農業の推進（農薬・化学肥料の低減） b 流入水対策 ・河川等の直接浄化対策 ・市街地からの排水浄化対策 ・農業排水の汚濁負荷削減対策			a ・環境こだわり農業の推進 一知事と協定を締結し、化学合成農薬、化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに農業排水・対策など環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を「環境こだわり農産物」として認証する制度を設定 b ・(総合)赤野井湾流域流出水対策推進計画の推進 一第5期湖沼計画において、赤野井湾流域を対象として流出水対策推進計画を策定。農業排水対策や市街地排水対策、河川等の浄化対策、啓発事業等の取り組みを赤野井湾流域において実施(計画期間:H18～H22) ・(河川)河川浄化事業(赤野井湾、中間水路) 一閉鎖性水域における、湖底泥の浚渫による底質改善対策や流入河川の汚濁負荷の削減対策(一時貯留池・植生浄化等)を実施 ・(河川)平湖・柳平湖、木浜内湖、西の湖の水質浄化 一琵琶湖へ流入する負荷量の削減や内湖の生態系保全機能の回復を図るため、主として湖底泥の浚渫による底質改善対策を中心にした浄化事業の取組 ・(市街地)市街地排水対策事業 一降雨に伴い流出する汚濁負荷削減対策施設を草津市山寺川流域に設置。さらに守山栗東地域の一部区域において流水防除のための雨水幹線を建設しており、この施設の貯留機能を利用して汚濁負荷削減対策を実施 ・(農業)水質保全対策事業 一自然の浄化機能を活かした水路、池の整備や、農業排水を用水として再利用する循環かんがい施設の整備等により農地からの流入負荷削減を図る。 ・(農業)水田からの農業濁水等の流出防止 一集落農業者・JA・県・市町等関係者による集落巡回パトロールの実施。国が示した「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に準拠に「水田からの農業濁水の流出防止」の事項を追加し、農家自ら営農活動を評価することを普及	a ・持続農業法に係る計画認定(エコファーマー) 一たい肥等の有機物施用、緑肥作物の利用、化学肥料、化学合成農薬の低減等の取組 b 河川浄化事業 ・平野川スカム(浮遊汚泥)対策 一愛生園対策・流域、公共下水道の整備促進。合流式下水道の雨水対策。処理場の高度処理水の増量等 ・猪名川流域 一下水道接続促進、生活排水対策、浄化浚渫、多自然型浄化、植生浄化、地下水導水等		
	生活排水対策	ウ 生活排水対策の推進	a 生活排水対策等の啓発・PR ・河川愛護思想の普及・啓発の取組の推進 ・環境負荷の少ない暮らしの推進 b 下水道の整備促進 ・下水道の接続促進 ・下水処理の高度化 ・下水処理水の活用 ・合流式下水道の施設改善 c 合併処理浄化槽の整備促進 d 農業集落排水施設の整備促進			b ・下水の高度処理の推進 一流域下水道において は当初からN.Pは対策をするとともに処理レベルの高度化にむけて、T-Nについては事業化、CODについては実証調査を実施 c ・合併処理浄化槽の整備促進 一下水道等計画区域外および下水道等が当分の間整備されない地域での浄化槽の設置整備を推進するとともに、維持管理の徹底および既設浄化槽の撤去を推進	a ・下水道の目の前後に施設見学会を開催 b, c, d ・「京都府水洗化総合計画」に基づき、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備を促進 ・流域下水道等の大規模な処理場においては、チッソ及びリンを除去する高度処理を実施	a ・「水の都・大阪」河川愛護啓発キャンペーンの実施　（第7回、H21.7.22） 一「河川愛護月間」の取り組みのひとつとして、「水の都・大阪」の再生をより一層盛り上げるとともに、河川愛護思想の普及啓発を目的として、大阪府と大阪市の共催で、河川水上や地域での啓発活動を平成15年度から実施（平成17年度からは、合併関係会社にも参加頂き、行政以外の方々にも、民間観光船に乗船頂き、「河川愛護思想」の普及に一役担っている。） ・流域協議会のフェアによるチラシ配布等 ・生活排水対策推進月間の設定 2月を月間と定めて、府民へ各家庭でできる生活排水をできるだけきれいに流す取組みの呼びかけを実施 b ・下水道の接続促進 一府施設：流域幹線はほぼ概成、流域関連市町村：流域幹線への接続を推進 ・下水処理の高度化 一閉鎖性水域である大阪湾では、富栄養化による水質汚濁が問題となっているため、これらの水域の水質改善を図り、大阪湾の環境基準を達成するため、高度処理を推進 ・下水処理水の活用 一水資源の再生利用および流水対策の観点から、府内の水みらいセンター（下水処理場）に処理水供給施設「Q水くん」を設置し、せせらぎ公園などの修景用水、河川浄化用水などにも利用（平成20年度末時点での処理水有効利用率は、約19%） ・合流式下水道の施設改善 一合流式下水道緊急改善計画に基づき、雨水滞水池等の合流改善対策を推進 （現在、合流式下水道緊急改善計画の見直しを実施しており、今年度中に国土交通省に申請予定）	a ・県が『生活排水９９%大作戦』及び『生活排水９９%フォローアップ大作戦』を展開し、市町が『生活排水処理計画』を策定しており、公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽等の施設整備を推進 ・『ひょうごの森・川・海再生プラン』を策定し、流域単位で自然の再生・回復や健全な水循環に取り組むなどの施策を展開 ・『ひょうご水ビジョン』を策定し、水の美しい循環を目指すことを基本理念として、水資源の確保や節水、水質の保全などの施策を展開	a ・室生ダム事業促進協議会が、地域住民に啓発物品を配布しＰＲ b ・宇陀川流域下水道の整備による、普及率の向上 c ・市町村による、合併浄化槽設置者への補助制度 （奈良市、宇陀市、天理市、山添村、曽爾村、御杖村）
	住民による水質保全活動	エ 住民等と協働した水質保全活動の推進 オ 固有の生態系の保全に望ましい水質の研究	a 住民の水質保全活動支援 ・アドプト制度等の広域的推進 b 住民やＮＰＯとの連携による流域環境モニタリングの実施 ・流域一斉の水質調査の実施 c 住民との協働による指標づくりとその活用				a ・府民の身近な環境への関心を高め、主体的な環境保全の取り組みを広げるため、河川の水生生物の生息状況を調査して、河川の水質を判定する「身近な川の生物調査」を実施	a ・アドプト・リバー・プログラム 一地域に愛され大切にされる川づくりを目指した官民協働の取り組みとして、ボランティア活動を河川美化の向上につなげるべく、「大阪アドプト・リバー・プログラム」を平成12年度より実施 *アドプト・リバー・佐保川：平成12年から自治会で佐保川の一斉清掃を開始 *アドプト・リバー・芥川　：平成13年から周辺住民による月１回の清掃、花壇の管理を実施	a ・地域住民が河川や道路などの清掃など維持管理を主体的に行う『ひょうごアドプト』を実施し、これらの活動を支援	

視点		行動指針	行動計画	各府県共通	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県
循環・リサイクル	水循環と暮らし	ア 健全な水循環系の構築 イ 雑用水の利用促進 ウ 生活排水処理施設からの汚泥の再利用	a 環境にやさしい水利用の促進 b 浸透貯留域の確保 c 雨水・下水処理水等の雑用水利用の促進 d 下水道・農業集落排水施設汚泥等のリサイクル製品の製造・利用促進			c ・下水処理水の場内再利用（水洗用水、修景用水）		a ・都市再生プロジェクト「寝屋川流域水循環系再生構想」 ―平成15年6月に「寝屋川流域水循環系再生構想」が策定され、本構想の実現に向け、平成16年5月に「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ｽﾄｯｸｽ２１）」を策定（流域全体で水質改善、流量確保、水辺環境の整備を推進。） b ・小学校への雨水タンク設置事業 ―市民団体及び門真ロータリークラブと連携し、門真市内小学校へ雨水タンクの設置及び環境学習を実施し、水の大切さを普及啓発 （設置実績　H20年度：６小学校、H21年度：４小学校、１保育園） ・ＨＰでの雨水利用に関する情報発信 （http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/amamizu/index.html） ・雨水利用に関するパンフレットの配布（環境学習用パンフ、事例集） ・雨水利用に関する環境学習用機材の貸出 ※「下水処理水等の雑用水利用の促進」は、行動指針「生活排水対策の推進」における「ｂ」の「下水処理水の活用」と同じ d ・下水道汚泥のリサイクル製品の製造・利用促進 ―120流域下水処理場が供用しており、その内、流域下水汚泥処理事業を除く10処理場が、下水汚泥の処理を実施。（流域下水道のリサイクル率は約22%であり、溶融スラグ、焼成レンガのリサイクル製品を製造）		
	水源涵養機能の維持・保全	エ 水源涵養林の整備に対するボランティア活動の支援、推進 オ 森林資源等の積極的利用	a 住民参加による森林整備の推進 ・森林ボランティアの活動支援 ・ボランティアリーダーの養成 b 流域の保水機能・涵養機能向上の総合的研究の推進 c 竹林の整備と竹資源の有効利用 d 地域農林水産資源の利用促進		a 森林ボランティアの活動支援 平成17年に「三重の森林づくり条例」を制定し、森林づくりへの多様な主体の参加を促進するため、県民やボランティア、NPO、企業等の活動を支援している。（森林ボランティア研修の実施） d 三重県CO2固定量認証制度 平成21年度、県内産材を使用して住宅を建築したり、店舗、事業所の内外装や備品の整備および木材製品を購入した企業、個人に対し、CO2固定量を認証する制度を創設。県庁や広告などでPRすることにより、環境貢献の取り組みを広く広報するとともに、県内産材の利用を促進	a森林ボランティアの活動支援 ―県民参加の里山づくり事業をはじめ、県域で活動を行う森林ボランティア団体の支援を行うとともに、「びわ湖水源の森づくり月間」を中心に、広く一般県民を対象とした森林づくりへの参加機会の提供を、地域活動団体等と連携しながら実施	a b ・京都モデルフォレスト運動 ―平成１７年に「豊かな緑を守る条例」を制定し、森林ボランティア団体の活動支援やボランティアリーダー養成講座等を実施 また、府民くるみで京都の森林を守り育てるため、平成１８年１１月に森林所有者や森林関係団体だけではなく、府民、企業、文化活動団体、ボランティア団体、大学等の参加を得て、社団法人京都モデルフォレスト協会を設立。水源の整備、景観保全等の個別のテーマを設定し、現在、府内２６個所で多様な森林づくり活動等を展開 c ・緑の公共事業等で森林組合やボランティア団体による放置竹林拡大防止のための整備を推進 ・企業や団体、大学と連携し、竹、竹チップ、竹炭、竹酢液の農業や浄化資材等としての利用を実証 ・「山城竹フェア」や竹炭焼き体験等のイベントを開催 ・山城地域や亀大柱キャンパス等での竹林ボランティア活動を実施 d ・緑の公共事業アクションプランに基づき、平成１６年に「ウッドマイレージＣＯ２認証制度」を創設するなど、住宅、公共施設、公共工事等での府内産木材の利用を促進	a ・生駒山系グルーンベルト整備事業 ―土砂災害警戒所が連接する生駒山系に対し、山麓斜面にｸﾞﾘｰﾝﾍﾞﾙﾄとして、一連の樹林帯を形成することを目的に平成10年3月に「生駒山系グリーンベルト」再生構想（案）」を策定 <区的、効果> ①土砂災害防止機能（土砂流出・土砂崩壊の防止、緑地帯による落石等の緩衝） ②緑地帯を形成・保全することによる副次的効果 （生態系及び種の多様性の保全・育成、景観の保全・創出、レクリエーション及び教育の場の提供、斜面地の開発抑制）		
生態系	水辺環境	ア 琵琶湖から大阪湾までの流域の生態回廊の形成	a 河川空間を利用した流域の水と緑の生態回廊の構築 ・琵琶湖・淀川広域ビオトープネットワークの形成 b 自然環境・生態系に配慮した河川改修等の実施			b ・人工湖岸の再自然化事業 ―景観・親水・生態系機能の改善を図るため、琵琶湖の人工湖岸を原風景であるヨシ原等へ再生するとともに、環境整備（水草除去）を実施	a ・京都市内を流れる鴨川においては、「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン」を策定し、高水敷を活用した遊歩道整備など公共空間の質的向上と利用拡大を推進 b ・河川改修や維持修繕工事にあたっては、緩斜の連続化、清防の確保など自然環境に配慮した工事を実施	b ・ふるさとの川整備事業 ―桂谷川整備事業：桂よりふるさとの川整備河川に指定。多自然型護岸の整備 （整備方針）淀川本川と生駒山地の自然地を結ぶ「水と緑の回廊」として位置付け、快適なアクセス路としての緑道整備を図るとともに、周辺の樹林地やため池との有機的なネットワークをにふる市域の骨格的緑地帯の形成を目指す。		
	在来種の保護と生物多様性の確保	イ 外来魚対策の広域的取組の推進 ウ 流域の固有種を含む生態系の確保 エ 流域内の生物の現況把握	a 琵琶湖における 「琵琶湖ルール」推進の共同取組 b 移入種（外来魚等）対策の広域的な推進 c 固有種の保護、在来水産資源の確保 d 河川現況調査の実施、データベース化 e 流域版レッドデータブックの作成			c ・南湖湖底環境改善事業 ―琵琶湖南湖を、健全な生物生息空間、豊かな漁場として再生するため、湖底耕転やヨシ帯前面の覆砂、埋地の埋め戻しなどによる湖底環境の改善を実証実験的調査を踏まえつつ順応的に実施 ・湖辺（うみべ）のにぎわい復活事業 ―在来魚を活用した漁場環境の改善を図るため、ワタカとコイの放流を実施 ・固有魚介類等の養殖漁業推進事業 ―ニゴロブナ、ホンモロコ、セタシジミ、アユ、ビワマス、ウナギの種苗放流 ・魚のゆりかご水田プロジェクト ―排水路に魚道を設置し、水田をかつての魚類産卵繁殖場として再生	c ・指定希少野生生物保全回復府民協働推進事業 ―知事の認定を受けた保全団体が中心となり、京都府の支援でアユモドキの調査、外来魚駆除、観察会、啓発事業などの取組 ・アユモドキ保全緊急対策事業 ―アユモドキ保全のため、食害被害を及ぼす外来魚（ブラックバス等）の駆除、生息地の整備を実施 e ・京都府レッドデータブックの活用 ―自然環境保全の取組の基礎資料として活用			
水文化	水文化の発掘・発信	ア 地域特有の水文化の維持保全・PR イ 流域の魅力の発信	a 流域の水文化の維持保全活動の実施・支援 b 地域の水文化の調査・研究 ・暮らしの中の川とのふれあい再発見調査 c 流域の観光プロモーション				a ・鴨川・高野川における取組 ―歴史と文化的価値を理解した上でその継承、自然的社会的環境との調和、適正な利用調整、府民協働の推進を基本的な理念としている※京都府鴨川条例（平成19年７月公布）を制定 ※良好な河川環境の保全のため鴨川環境保全区域の指定及び同区域内行為許可基準の制定、鴨川納涼床管理金基準の策定、快適な利用の確保のため、自転車等の放置禁止区域の設定、打ち上げ花火等、バーベキューの禁止区域の設定、落書きの禁止などの罰則等を盛り込む		b ・水の都大阪再生の取り組み ―「水都大阪」を再生するため、都市部の河川について沿川のまちづくりと一体となった水の都大阪再生構想を策定（H15.3） <取り組み事例> *道頓堀川水辺整備事業（大阪市）：船着場、遊歩道等 *八軒家浜整備（大阪府・京阪電鉄等）：船着場、遊歩道、厩木、高水敷等（H17～H21） *「川の駅」はちけんや（大阪府・京阪電鉄等）：船着場管理施設、情報発信施設、ｻｰﾋﾞｽ施設（ﾚｽﾄﾗﾝ）（H20～H21） *中之島パンクス（中之島水辺協議会）：サービス施設（カフェ等）（H22～） *北浜テラス（北浜水辺協議会）：川床（レストラン予定・カフェ）（H21～）		
	水文化の継承・創造	ウ 水の大切さを伝え引き継ぐための取組の積極的な実践	a 流域の水文化の啓発への活用 b 環境にやさしい水利用の促進（情報発信）	a ・流域水の作文コンクールの実施 <目的> 琵琶湖・淀川流域の府県民に対する関心を高め、理解を深めるとともに「流域」の視点を啓発			a ・「京都水宣言記念京都水づくり賞」の創設 ―京都府内における水に係る優れた活動を行う個人や団体を顕彰することにより、水に関する府民意識の高揚を図ることが目的として創設 ・ＨＰ「きょうの水」による情報発信	a ・「川の駅」はちけんや ―かつて淀川舟運の津であり、熊野街道の起点でもあった「八軒家浜」において、水の都大阪再生の拠点としての賑わい施設を整備。施設には、船着場の管理運営機能の他、八軒家浜などを含む水都大阪や琵琶湖・淀川流域圏全体の歴史・文化・環境等について効果的な情報発信を行うことを目的とした情報発信施設が整備予定　（船着場管理施設、ﾚｽﾄﾗﾝ　H21.8ｵｰﾌﾟﾝ）		

視点	行動指針		行動計画	各府県共通	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県
危機管理	水質事故	ア 関係機関の情報連絡体制の強化 イ 水質のリスクコミュニケーション	a 流域での水質事故危機管理体制の整備	a ・水質汚濁事故等連絡フローに基づき関係機関で情報を共有すると共に、迅速な対応を実施		a ・水道水質汚染事故想定訓練実施				
	災害	ウ 広域防災拠点の整備 エ 災害に備えた水の確保 オ 大規模災害の対応した輸送拠点の整備 カ 洪水被害を最小限度におさえるためのソフト対策	a 防災関連施設の整備 b 災害時の水供給体制の強化 c 災害時における琵琶湖・淀川を利用した輸送体制の整備 d 流域浸水想定区域の広報 ・浸水想定区域の公表 ・洪水ハザードマップ作成の促進 ・洪水予測システムの整備		d 県が管理する淀川水系の河川（木津川、服部川、柘植川）において、浸水想定区域図を策定・公表	d ・浸水想定区域の公表（日野川、野洲川上流および杣川、愛知川、姉川および高時川、安曇川、天野川、草津川、宇曽川、大上川、芹川、余呉川） ・洪水ハザードマップ整備率８４．０％（平成２１年３月３１日） →整備対象２５市町のうち、２１市町で整備	d ・浸水想定区域図の公表（府管理のみ） H15以前2河川→H16以降37河川=計39河川 ・洪水予報の実施（鴨川・高野川）H17.6～ ・洪水予報の実施（桂川中流・園部川）H20.6～ ・洪水ハザードマップの整備（府管理32河川）	a ・洪災監視カメラの設置 ・警報装置の設置 ※府域を超えての施設の設置はない d ・浸水想定区域図の公表（府管理３９河川） ・洪水ハザードマップ作成（府内３４市町村） ・洪水予報システム（神崎川・安威川、猪名川流域、石川、大津川・槻尾川、牛滝川）	d ・浸水想定区域図の公表 ・ＣＧハザードマップを県ホームページ上で公開	d ・県が管理する河川（宇陀川、芳野川）において浸水想定区域を指定し公表
	渇水	キ 渇水に備えた水の確保	a 節水意識の啓発 b 水の備蓄システム				a ・水の週間での節水ＰＲ（ラジオ放送でのスポットＰＲ、府庁展示コーナーへのパネル展示）			
パートナーシップ	住民参加	ア 流域の企業、ＮＰＯ、住民の活動情報の提供、支援 イ 流域一体に取り組める活動メニューの提供	a 住民参加型の調査 b 水源地域住民と都市住民の交流促進 c 住民参加による水環境保全の推進			a ・だれでも・どこでも琵琶湖お魚調査隊 →統一マニュアルに基づいて、魚類分布や生息環境を調査 ・湖岸緑地のリニューアル（多自然型管理（ﾋﾞｵﾄｰﾌﾟﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ）） →多自然型維持管理箇所での植生調査や自然観察会の実施 c ・地域連携事業（木の回） →市街地に残された自然豊かな水辺移行帯を保全し、県民が環境学習を通じて環境保全活動のフィールドとして利用出来る場となるよう、通路、水路、広場を整備し、湖辺域をビオトープとして保存（６．７ha）	c ・環境保全等を行う住民団体に対する支援制度 （支援内容）：活動PRの看板の設置、ボランティア保険加入、市町村によるごみ処分 （支援団体）：４８団体（平成22年３月末現在）	a ・水辺の学校 →河川を自然学習の場として活用してもらい、河川清掃、川の生き物・水質調査等を実施 c ・親子で学ぼう河川見学会 →児童とその保護者を対象とした河川施設の見学や水辺とのふれあいを通じ、河川への理解を促進 ・自然と楽しめる緑豊かな箕面川渓谷コース（H21.7） →箕面川ダムの見学や箕面川に生息する水生生物について学習 ・水都大阪クルージングコース（H21.8） →大阪市内の河川をクルージングし、河川愛護及び治水機能等の理解を促進		b ・県民を対象として、水道の水源となっているダム見学会（室生ダム、布目ダム、比奈知ダム）を実施し、上下流の交流の実施 c ・ダム水源地域ビジョン（室生、布目、高山、比奈知、青蓮寺）実行連絡会を組織し、地元団体（自治会、漁協、観光協会等）と共に清掃活動等を実施
	交流・連携	ウ 多様な主体の交流・連携 エ 流域地場製品の流通促進支援（流域の地産地消の推進）	a 企業との連携による取組 b 住民やＮＰＯとの連携による流域モニタリングの実施 c 地域農林水産資源の流通消費促進 d 地域資源を活用した交流・連携の推進 ・農村の地域資源の保全・復元	a ・近畿「子どもの水辺」交流会 →近畿府県の小・中学校生を中心に身近な水辺活動等の発信及び体験交流の場を設け、「水辺」への関心・愛着の向上、上下流・府県間など、「水辺」に関わる方々の交流会を実施	a 平成18年度に作成した「三重の森林づくり基本計画」に基づき、多様な主体による森林づくり活動への参画を推進するため、企業と森林所有者等とのマッチングのための条件整備を行ない、企業による森林づくりをサポート		b ・府民水辺環境ネット事業（Ｈ１５～Ｈ１７） →府内の各流域における府民主体の身近な水環境保全活動の推進を図り、それらの活動のネットワーク化を進めるため、府内流域（桂川・木津川等）において、水環境の調査、住民交流等の取組をＮＰＯ等に委託実施	b ・河川ボランティアの協力による河川巡視		
	情報提供	オ 交流や連携を促す環境学習・情報提供の実施	a 流域のイベント情報の提供 b 住民、ＮＰＯ、企業、研究機関、行政などの水環境情報の共有 c 環境学習の実施 d 流域の水環境保全に関する教育・啓発活動		b みえ環境活動賞 環境を良くするための様々な活動をたたえ、県民のみなさんに広く知っていただくとともに、活動がますます実績らしいものとなるよう応援していただくため、それらの活動に取り組む個人、団体を表彰	a ・環境学習支援センターメールマガジン「そよかぜ」 →県内の環境イベント情報等をまとめて、毎月２回メールマガジンで発信 b ・びわ湖・まるエコ・ＤＡＹ →自然と人が共生する豊かな社会づくりに向けて取り組む団体が集い、交流する場として、「びわ湖・まるエコ・ＤＡＹ」を開催。また、あわせて県内のこどもエコクラブの成果発表・交流の場として淡海こどもエコクラブ活動交流会を開催し、優秀事例を表彰 c ・びわ湖フローティングスクール →琵琶湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を活用した1泊2日の宿泊体験学習を展開 d ・森林環境学習（やまのこ） →県内の森林環境学習施設（3施設）を活用して、体験型の環境学習を実施 e ・環境学習支援センターによる環境学習の支援 →インターネット上での環境学習の指導者、プログラム等の情報提供や相談を通じて地域や学校、企業等での環境学習を支援	b ・きょうとの水辺円桑会議（Ｈ１８） →府内においてＮＰＯ等の団体が実施した水辺等の環境保全に関する活動報告や課題等について意見交換 c ・「鴨川探検！再発見！」の実施（H16～） →小学生を対象に鴨川において、年４回、水生生物観察、野鳥や植物の自然観察、歴史探検などを実施	c 「私の水辺」大発表会 →地域住民、学校及び行政等がパートナーシップを築き、良好な水辺環境の保全・活用を行うきっかけづくりのため、身近な水辺への思いや日頃の様々な取り組みについて発表する場として開催（平成21年度で10回目） →中央交流会（8月及び9月／地域交流会(6地域)10～3月）		
流域全体・水系一環	ア 目指すべき水環境像の共通認識 イ 流域ブランドの確立 ウ 共同の行動計画・指針の策定		a 目指すべき流域の水環境像の協議 b 流域の統一ブランドの選定 c 流域水環境保全計画 ・琵琶湖・淀川流域水環境総合保全行動計画の策定							